

◎新潟県訓令第6号

本 庁
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年4月新潟県訓令第12号）の一部を次の表のように改正し、令和8年4月1日から実施する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。</p> <p>(1) 本庁関係のもの</p> <p style="text-align: center;">名 称 位 置</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。</p> <p>(1) 本庁関係のもの</p> <p style="text-align: center;">名 称 位 置</p> <p>(略)</p> <p><u>農林水産部水産課水 村上市田端町6番25号</u></p> <p><u>産業普及指導員村上</u></p> <p><u>駐在所</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p>